

亀山市告示第157号

亀山市乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市乳児等通園支援事業実施要綱（令和8年亀山市告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（予約の取消し等） 第9条 予約を行った乳児等支援給付認定保護者は、当該予約を取り消すときは、事業を利用しようとする日の前日までに行わなければならない。 2 [略] 3 第1項に規定する期限を超えて行われた予約の取消しは、当該予約に係る予定利用時間を第6条の事業を利用することができる時間から減算する。	（予約の取消し等） 第9条 予約を行った乳児等支援給付認定保護者は、当該予約を取り消すときは、事業を利用しようとする日の前日<u>の正午</u>までに行わなければならない。 2 [略] 3 第1項に規定する期限を超えて行われた予約の取消しは、<u>事業を利用したもの</u>とみなし、当該予約に係る予定利用時間を第6条の事業を利用することができる時間から減算する。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年8月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の亀山市乳児等通園支援事業実施要綱の規定は、令和8年

8月1日以後の乳児等通園支援事業の利用から適用する。